

自転車安全利用の促進について

自転車は手軽な乗り物ですが車両の仲間、**交通違反をすると検挙**されることも…

交通ルールとマナーを守って、歩行者に優しい運転を心がけましょう

また、自転車に乗るときは**ヘルメットを必ず着用**し、交通事故で相手に損害を負わせてしまったときに備えて、**自転車保険に加入**しましょう



酒酔い運転×



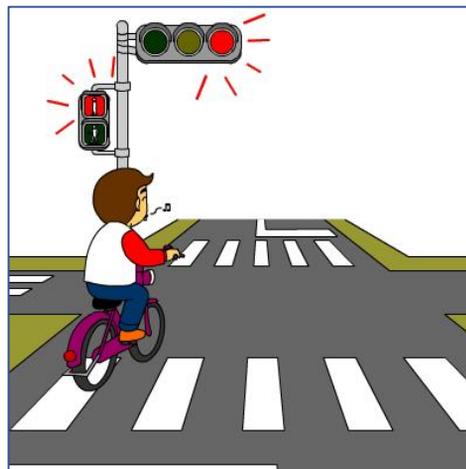
ブレーキなし×



遮断踏切立入り×



一時不停止×



信号無視×



携帯電話使用×

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※ 群馬県交通安全条例により、**自転車保険への加入が義務化**されています



安中警察署